

専門学校 富士リハビリテーション大学校 学則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この専修学校は、専門学校 富士リハビリテーション大学校（以下「本校」という。）という。

(位 置)

第2条 本校は、静岡県富士市伝法2527番地の1に置く。

(目 的)

第3条 本校は教育基本法の本質に則り、学校教育法及び、理学療法士及び作業療法士法に従い、理学療法士及び作業療法士の養成を行うことを目的とする。

(自己評価等)

第4条 前条に掲げる目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動の状況について自己点検及び評価を行う。

2 前項の点検及び評価を行うにあたっての項目の設定については、別に定める。

(課程・学科・修業年限・定員)

第5条 本校の課程、学科、修業年限及び定員は次のとおりとする。

課 程	学 科	区分	入学定員	総定員	修業年限	職業実践専門課程
医療専門課程	理学療法学科	昼	40人	160人	4年	認定
	作業療法学科	昼	40人	160人	4年	認定

2 在学期間は原則として同一学年に2年、通算で8年を超えることはできない。ただし、休学期間はこれを算入しない。

第2章 学年、学期及び休業日

(学 年)

第6条 学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第7条 学期は、次のとおりとする。ただし、学校長は特に必要があると認める場合には後期の開始日を変更することができる。

前期 4月 1日から 9月20日まで

後期 9月21日から 翌年 3月31日まで

(休業日)

第8条 本校の休業日は、次のとおりとする。ただし、学校長は特に必要があると認める場合には休業日を変更することができる。

- (1) 日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する日
- (2) 学校法人森島学園（以下「法人」という。）創立記念日
- (3) 夏季休業 8月 1日から 8月31日まで
- (4) 冬季休業 12月25日から 1月 7日まで
- (5) 学年末 3月21日から 3月31日まで

第3章 教育課程・授業日時数・授業時間及び履修時間

(教育課程・授業日時数)

第9条 授業日時数は年間30週以上とし、教育課程は別表(1)・(2)のとおりとする。

- 2 別表(1)・(2)に定める授業時間数の1時間は45分とする。臨床実習については授業時間数の1時間は60分とする。
- 3 授業科目は、講義及び演習については15時間から30時間、実習及び実技については30時間から45時間の範囲の授業時間数をもって1単位とする。
- 4 1学年で履修すべき科目は当該学年ですべて修得しなければならない。

(授業時間)

第10条 授業時間は午前9時00分から午後4時10分とする。ただし、学校長は必要があると認める場合には授業時間を変更することができる。

(履修時間)

第11条 科目の履修時間において、出席時間数が各科目に設定されている出席すべき時間数の3分の2を超えて履修しなければならない。

(履修の方法)

第12条 本校において開設する授業科目はこれを必修科目及び選択科目とし、4カ年に分けて履修させるものとする。

- 2 学生は、学年ごとに開設している授業科目を履修することとし、在籍学年以外で開設している科目は原則として履修できない。
- 3 原級留置となった場合、原則としてすべての科目を再履修しなければならない。ただし、別に定める事由により、一部科目の再履修を免除する場合がある。

(入学前の授業科目の履修)

第13条 学校長は教育上有益と認めるときは、学生が本校に入学する前に行った専修学校の専門課程における履修並びに大学、短期大学等における授業科目の履修を、当該課程の修了に必要な総時間数の2分の1を超えない範囲で、当該課程における科目履修とみなすことができる。

第4章 成績の評価、課程の修了、卒業及び国家試験受験資格の認定

(成績の評価)

第14条 成績の評価は、定期試験、実習の成果、履修状況等を総合的に勘案して行う。

- 2 評価を受けることのできる学生は、授業科目の出席時間数が所定の授業時間の3分の2以上である学生とする。ただし、臨床実習においては4分の3以上の出席を必要とする。
- 3 授業科目の成績評価は、A (80点以上)、B (79点~70点)、C (69点~60点)、F (59点以下)をもって表し、A、BおよびCを合格とし、Fは不合格とする。
- 4 前項の成績については、評定の細分化・評点 (GP ; Grade Point) の付与・評点の平均値 (GPA ; Grade Point Average) の算出等を行い学修指導、進級・卒業判定等に活用する。
- 5 前項について必要な事項は別に定める。

(定期試験・追試験及び再試験)

第15条 定期試験は前期末と後期末に実施する。

- 2 やむを得ない理由により定期試験を受けることができなかつた者に対し、追試験を行うことがある。
- 3 定期試験の成績が合格に達しなかつた者に対し、再試験を行うことがある。
- 4 追試験・再試験の場合には、所定の受験願に受験料を添えて提出しなければならない。
- 5 前項の試験に関して必要な事項は、別に定める。

(課程修了の認定及び称号の授与)

第16条 本校の教育課程の修了又は卒業は、所定の課程を修了した者について、成績評価のうえ認める。

- 2 前項により、下記課程を修了、卒業した者には、高度専門士 (医療専門課程) の称号を授与する。

課程名	学科名	告示
医療専門課程	理学療法学科	令和3年2月24日
医療専門課程	作業療法学科	令和3年2月24日

(証書の授与)

第17条 学校長は所定の全課程を修了したと認めた者には、修了した課程・学科の名称・職業実践専門課程 (平成25年文部科学省告示第133号) 高度専門士 (医療専門課程) の称号及び修業年限を記載した卒業証書を交付することができる。

- 2 学校長は、必要に応じて修了証書を交付することができる。

(国家試験受験資格の認定)

- 第 18 条 本校の理学療法学科を卒業した者、または、当該年度に卒業見込みの者は、理学療法士及び作業療法士法第 1 1 条第 1 項の規定に基づき、理学療法士国家試験の受験資格が与えられる。
- 2 本校の作業療法学科を卒業した者、または、当該年度に卒業見込みの者は、理学療法士及び作業療法士法第 1 2 条第 1 項の規定に基づき、作業療法士国家試験の受験資格が与えられる。

第 5 章 入学、休学、退学、転出、転入、転科、除籍等

(入学資格)

第 19 条 本校に入学できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による十二年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における十二年の課程を修了した者又はこれに準ずる者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成 17 年 1 月 31 日文部科学省令第 1 号）により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- (6) その他本校において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(入学時期)

第 20 条 本校の入学時期は、学年の始めとする。

(入学手続)

第 21 条 本校の入学手続は、次のとおりとする。

- (1) 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書に必要事項を記載して、第 28 条に定める入学検定料を添えて、指定期日までに出席しなければならない。
- (2) 前号の手続を修了した者に対して入学試験を行い、入学者を決定する。
- (3) 入学を許可された者は、指定された期日までに保証人が連署した誓約書に、第 28 条に定める入学金を添えて手続をとらなければならない。

(休学・復学・転科)

- 第 22 条 病気その他やむを得ない事由によって、就学できない者は、その事由を記載した休学願を学校長に提出して、その許可を受けなければならない。ただし、病気による場合は、必要に応じて医師の診断書を添えるものとする。
- 2 前項の者が復学しようとする場合は、学校長の許可を得て復学することができる。

- 3 転科を希望する者は、その事由を記載した書類を提出し学校長の承認を得なければならない。
これに関する規定は別に定める。
- 4 休学・復学に関する規程は別に定める。

(退学・転出)

第23条 退学又は転出しようとする者は、その事由を記載した書類を提出し、学校長の許可を受けなければならない。

(転入学・編入学・再入学の受入)

第24条 他の専修学校から転入学を希望する者のあるときは、学校長は、本校と同程度の教育がされている場合には、在学証明書及び指導要録の写の送付を求めて、転入学を許可することができる。

- 2 転入学を許可したときには、学校長はその旨を転入前の学校の学校長に通知しなければならない。
- 3 転入学を許可された者の修得単位の取り扱い及び在学期間の通算については関係法令の定め
に則り学校長が定める。
- 4 他の専修学校の医療専門課程を修了した者、大学等を卒業した者で、編入学を希望する者のあるときは、学校長は、欠員がある場合に限り、選考のうえ、相当学年に編入学を許可することができる。
- 5 本校を退学した者で再入学を希望する者があるときは、学校長は、欠員がある場合に限り、選考のうえ、相当学年に再入学を許可することができる。
- 6 転入学・編入学・再入学について必要なことは別に定める。

(出席停止)

第25条 学校長は、感染予防法その他の感染症の予防に関して規定する法律に規定する感染症にかかり、又はそのおそれのある学生に対して、出席停止を命ずることができる。

(除籍)

第26条 以下の事由の何れかに当てはまる場合、学生は除籍となる。

- (1) 第5条2項による年限を越えた場合。
- (2) 手続き期間を越えて、理由なく、授業料及びその他の納付金を納入しなかった場合。
- (3) 退学を命ぜられたにもかかわらず、それに従わない場合。

第6章 職員組織

(職員組織)

第27条 本校の職員組織は、次のとおりとする。

- (1) 学校長 1人
- (2) 専任教員

- 理学療法学科専任教員 6人以上
- 作業療法学科専任教員 6人以上
- (3) 専任事務職員 2人以上
- (4) 学校医 1人
- (5) 校務の必要に応じてその他の職員を置くことができる。

第7章 入学金、授業料その他

(入学金、授業料等)

第28条 本校の入学金、授業料等は、次のとおりとする。

納付金区分	理学療法学科	作業療法学科
入学検定料	25,000円	25,000円
入 学 金	250,000円	250,000円
授 業 料	800,000円(年額)	800,000円(年額)
施設設備費	200,000円(年額)	200,000円(年額)
実 習 費	200,000円(年額)	200,000円(年額)

- 2 授業料、施設設備費及び実習費は、本校の指定する期日までに納入しなければならない。
- 3 授業料を期限内に納入しないときは、学校長は遅滞なく期限を付して督促するものとする。
- 4 学校長は、前項の督促をしてもなお、納入しないときは、特別の事情を除くほか、その者を出席停止又は退学させることができる。
- 5 学校長は、特別の事情があると認めた者には、入学金、授業料等を減免することができる。
- 6 第1項に掲げる入学金、授業料等は教育に必要な全ての納付金であり、学校は学生に係る実費を除いては他に徴収しない。

(退学等の場合の授業料等)

第29条 退学若しくは転出した者、退学を命ぜられた者、または停学中の者は当該期の授業料及びその他の納付金(以下「授業料等」という。)の全額を納入しなければならない。

(休学した場合の授業料等)

第30条 年度途中で休学した者は、休学した当該期の授業料等は全額を納付しなければならない。

- 2 休学が年度の全般にわたるときは、当該年度は在籍料として前期100,000円、後期100,000円を納入しなければならない。
- 3 前期途中で休学した者は、前期授業料のほか、後期在籍料100,000円を納入しなければならない。

(授業料等納付金の不還付)

第31条 既に納入した入学検定料、入学金、授業料、施設設備費、実習費及びその他の納付金は、原則として返還しない。尚、3月31日までに入学辞退の意思表示をした者については、納付した授業料及び諸経費は返還する。

第8章 賞 罰

(表 彰)

第32条 学校長は、他の学生の模範となる者を、表彰することができる。

(懲 戒)

第33条 教育上必要があると認めるときは、学校長は学生に懲戒を加えることができる。

- 2 懲戒は、退学、停学、訓告とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する場合に限る。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当の理由がなく出席が常でない者
 - (4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
- 4 学生の懲戒について必要な事は、別に定める。

第9章 図 書 室

(図書室)

第34条 本校に図書室を置く。

- 2 図書室規程については、別に定める。

第10章 健 康 管 理

(健康診断)

第35条 健康診断は、毎年1回、別に定めるところにより実施する。

第11章 育英・奨学制度

(育英奨学制度)

第36条 本校学生で成績優秀、品行方正かつ家庭の経済的事情のために就学困難と認められる者には学費の全額又は一部を貸与又は免除することがある。

- 2 育英・奨学制度に関する規程は別に定める。

第12章 科目等履修制度

(科目等履修制度)

- 第37条 本校において特定の授業科目の履修を希望する者があるときは、本校の教育に支障がない限り、選考の上、科目等の履修生として履修を許可することができる。
- 2 科目等履修生には単位を与えることができる。
 - 3 科目等履修生に関して必要な事項は、別途定める。

第13章 科目聴講制度

(科目聴講制度)

- 第38条 本校において特定の授業科目の聴講を希望する者があるときは、本校の教育に支障がない限り、科目聴講生として聴講を許可することができる。
- 2 科目聴講生に関して必要な事項は、別途定める。

第14章 雑 則

(施行細則)

- 第39条 この学則の施行についての細則は、別に定める。

附 則 この学則は、平成17年4月1日から実施する。

附 則 この学則は、平成21年4月1日から実施する。

ただし、平成20年度以前に入学した学生については、学則第8条及び第24条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 この学則は、平成25年4月1日から施行する。

ただし、平成24年度以前に入学した学生については、学則第9条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 この学則は、平成25年11月1日から施行する。

附 則 この学則は、平成28年4月1日から施行する。

ただし、第17条第1項の職業実践専門課程の記載に関しては、平成27年度以降の入学生から適用する。

附 則 この学則は、平成29年4月1日から施行する。

ただし、平成28年度以前に入学した学生については、学則第9条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 この学則は、平成30年1月15日から施行する。

附 則 この学則は、令和2年4月1日から施行する。

ただし、平成31年度以前に入学した学生においては、学則第5条、第9条及び第28条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 この学則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第16条及び第17条の高度専門士の称号授与等に関しては、令和2年度入学生から適用する。

(別表1 理学療法学科)

	授 業 科 目	単位数	総時間数		1年次		2年次		3年次		4年次		
			講義	実習	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
基礎分野	科学的思考の基盤	P C 演習	1	30	0	30							
		情報統計科学	1	30	0		30						
		心理学	2	30	0	30							
		科学哲学	2	30	0	30							
	人間と生活	生活社会科学	1	30	0	30							
		英語 I	2	30	0	30							
		英語 A (選択) 英語 B (選択)	1	15	0		15						
	社会の理解	コミュニケーション論	2	30	0	30							
		ボランティア活動論	1	15	0	15							
スポーツ科学		2	30	0			30						
専門基礎分野	人体の構造と機能	解剖学 I	1	30	0	30							
		解剖学 II	1	30	0		30						
		解剖学実習 I	1	0	30	30							
		解剖学実習 II	1	0	30		30						
		生理学 I	1	30	0	30							
		生理学 II	1	30	0		30						
		運動学 I	1	30	0		30						
		運動学 II	1	30	0			30					
		身体運動学	1	15	0				15				
		臨床運動学	1	30	0							30	
		運動生理学実習	1	0	30		30						
		人間発達学	1	30	0		30						
		人体構造学	1	30	0							30	
	疾病の成り立ち、その予防及び回復の促進	病理学	2	30	0		30						
		臨床心理学	1	30	0		30						
		内科学 I	1	30	0			30					
		内科学 II	1	30	0				30				
		神経内科学	1	30	0				30				
		整形外科 I	1	30	0				30				
		整形外科 II	1	30	0					30			
		小児科学	1	15	0				15				
		精神医学 I	1	30	0			30					
		精神医学 II	1	30	0				30				
		脳神経外科学	1	30	0					30			
	薬理・栄養と健康	1	15	0					15				
	リハビリテーションと障害	1	30	0							30		
	保健医療福祉とリハビリテーションの理念	リハビリテーション概論	2	30	0	30							
		チーム医療論	1	15	0	15							
		社会福祉概論	1	15	0	15							
		関連法規	1	15	0							15	
	専門分野	基礎理学療法学	基礎理学療法学 I	1	30	0	30						
			基礎理学療法学 II	1	30	0		30					
			基礎理学療法学実習 I	1	0	30	30						
			基礎理学療法学実習 II	1	0	30		30					
			理学療法研究	1	30	0							30
			理学療法研究演習	2	45	0							45
		理学療法管理学	理学療法管理学	2	30	0							30
			理学療法教育学	1	15	0							15
			機能診断学	1	30	0		30					
		理学療法評価学	運動機能評価学	1	30	0			30				
			運動機能評価学実習	2	0	60			60				
			神経機能評価学	1	30	0			30				
神経機能評価学実習			1	0	30			30					
画像評価学			1	15	0							15	
動作分析学実習			1	0	45				45				
理学療法評価学			1	15	0				15				
理学療法評価学実習			1	0	30				30				
理学療法治療学		総合理学療法評価学	1	30	0							30	
		運動療法学	1	30	0			30					
		運動療法学実習	1	0	30			30					
		予防理学療法学	1	15	0							15	
		中枢神経疾患理学療法学 I	1	30	0				30				
		中枢神経疾患理学療法学 II	1	30	0					30			
		中枢神経疾患理学療法学実習 I	1	0	30				30				
		中枢神経疾患理学療法学実習 II	1	0	30					30			
		神経・筋疾患理学療法学 I	1	30	0				30				
		神経・筋疾患理学療法学 II	1	30	0					30			
		運動器疾患理学療法学 I	1	30	0				30				
		運動器疾患理学療法学 II	1	30	0					30			
		運動器疾患理学療法学実習 I	1	0	30				30				
		運動器疾患理学療法学実習 II	1	0	30					30			
		スポーツ理学療法学	1	30	0				30				
		小児理学療法学	1	30	0						30		
		内部疾患理学療法学	1	30	0						30		
		内部疾患理学療法学実習	1	0	30						30		
		日常生活活動学	1	30	0			30					
		日常生活活動学実習	1	0	30			30					
		物理療法学	1	30	0					30			
		物理療法学実習	1	0	30					30			
		装具学	1	30	0					30			
義肢学		1	30	0						30			
症例検討 I		1	15	0						15			
症例検討 II	1	15	0							15			
臨床理学療法学	2	60	0							60			
理学療法技術論	1	0	30							30			
理学療法セミナー	1	15	0							15			
地域理学療法学	地域リハビリテーション学	1	30	0			30						
	生活環境論 I	1	15	0				15					
	生活環境論 II	1	15	0						15			
臨床実習	臨床実習 I	1	0	45		45							
	臨床実習 II	1	0	45			45						
	臨床実習 III	4	0	180				180					
	臨床実習 IV	9	0	405					405				
	臨床実習 V	9	0	405						405			
総計			1,920	1,665	405	450	465	450	450	540	465	360	
時間数		3,585	時間数小計		855		915		990		825		
単位数		124	単位数小計		36		32		28		28		

(別表2 作業療法学科)

授 業 科 目		単位数		総時間数		1年次		2年次		3年次		4年次			
				講義	実習	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
基礎分野	科学的思考の基盤	P C 演習	1	6	30	0	30								
		情報統計科学	1		30	0		30							
		心理学	2		30	0	30								
		科学哲学	2		30	0	30								
	人間と生活	生活社会科学	1		4	30	0	30							
		英語 I	2			30	0	30							
		英語 A (選択)	1			15	0		15						
	社会の理解	コミュニケーション論	2		5	30	0	30							
		ボランティア活動論	1			15	0	15							
スポーツ科学		2	30	0			30								
専門基礎分野	人体の構造と機能	解剖学 I	1	13	30	0	30								
		解剖学 II	1		30	0		30							
		解剖学実習 I	1		0	30	30								
		解剖学実習 II	1		0	30		30							
		生理学 I	1		30	0	30								
		生理学 II	1		30	0		30							
		運動学 I	1		30	0		30							
		運動学実習	1		0	30		30							
		運動学 II	1		30	0			30						
		運動生理学実習	1		0	30			30						
		運動学 III	1		30	0							30		
		人間発達学	1		30	0		30							
		人体構造学	1		30	0							30		
		専門基礎分野	疾病の成り立ち、その予防及び回復の促進		病理学	2	14	30	0		30				
臨床心理学	1			30	0			30							
内科学 I	1			30	0				30						
内科学 II	1			30	0					30					
神経内科学	1			30	0					30					
整形外科学 I	1			30	0					30					
整形外科学 II	1			30	0						30				
小児科学	1			15	0					15					
精神医学 I	1			30	0				30						
精神医学 II	1			30	0					30					
脳神経外科学	1			30	0						30				
薬理・栄養と健康	1			15	0						15				
リハビリテーションと障害	1			30	0								30		
専門基礎分野	保健医療福祉とリハビリテーションの理念			リハビリテーション概論	2	5		30	0	30					
		チーム医療論	1	15	0		15								
		社会福祉概論	1	15	0		15								
		関連法規	1	15	0							15			
専門基礎分野	基礎作業療法学	作業療法概論	2	7	30	0	30								
		基礎作業学	1		15	0		15							
		基礎作業学実習 I	1		0	30	30								
		基礎作業学実習 II	1		0	30		30							
		作業療法研究	2		60	0						30	30		
専門基礎分野	作業療法管理学	職業倫理学	1	3	15	0						15			
		職業管理学	1		15	0						15			
		作業療法教育学	1		15	0						15			
専門基礎分野	作業療法評価学	作業療法評価学	1	11	15	0	15								
		作業療法評価学演習	1		0	30		30							
		身体障害作業療法評価学	1		30	0			30						
		身体障害作業療法評価学実習	2		0	60			60						
		精神障害作業療法評価学	1		30	0				30					
		発達障害作業療法評価学	1		30	0				30					
		神経機能評価学	1		30	0					30				
		画像評価学	1		15	0							15		
		作業遂行分析学	1		30	0					30				
		臨床作業療法評価学実習	1		0	30					30				
		専門基礎分野	作業療法治療学		中枢神経障害作業療法学	2	29	30	0			30			
中枢神経障害作業療法実習	2			0	60				60						
整形外科疾患作業療法学 I	2			30	0					30					
整形外科疾患作業療法学 II	1			15	0						15				
神経筋疾患作業療法学	2			30	0						30				
内部障害作業療法学	1			15	0						15				
身体障害作業療法学実習 I	2			0	60					60					
身体障害作業療法学実習 II	1			0	30							30			
日常生活活動学	1			30	0						30				
日常生活活動学実習	1			0	30						30				
発達障害作業療法学 I	1			30	0						30				
発達障害作業療法学 II	1			30	0							30			
精神障害作業療法学総論	1			30	0					30					
精神障害作業療法学各論	1			30	0						30				
老年期作業療法学	2			30	0						30				
福祉用具と住環境	2			45	0					45					
義肢装具学	1			30	0						30				
事例報告演習	2			60	0						30	30			
臨床作業療法学	3			90	0								90		
専門基礎分野	地域作業療法学			地域作業療法学 I	1	6		15	0		15				
		地域作業療法学 II	2	30	0					30					
		地域作業療法学実習	2	0	90					90					
		就業援助学	1	15	0							15			
専門基礎分野	臨床実習	臨床実習 I	1	27	0	45		45							
		臨床実習 II	4		0	180				180					
		臨床実習 III	10		0	450					450				
		臨床実習 IV	10		0	450						450			
		臨床実習 V	2		0	90						90			
総 計					1,890	1,785	420	450	450	495	450	540	495	375	
時間数		3,675		時間数小計		870		945		990		870			
単位数		130		単位数小計		39		37		28		26			